

香芝市的一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

令和7年12月定例議会 議第78号 参考資料

目 次

第1条関係	香芝市的一般職の職員の給与に関する条例の一部改正-----	1頁
第2条関係	香芝市的一般職の職員の給与に関する条例の一部改正-----	16頁
第3条関係	香芝市的一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正-----	20頁
第4条関係	香芝市的一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正-----	21頁
第5条関係	香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正-----	22頁
第6条関係	香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正-----	25頁

香芝市的一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市的一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（3） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>○香芝市的一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第8条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（3） 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p>

改正案	現行
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>	ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号

改 正 案	現 行
<p>に定める額</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（勤務の行われる時間が勤務の通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>7,050円</u>）を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき、<u>23,500円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>3 前2項の勤務は、第10条、第11条及び第12条の勤務には含まれ</p>	<p>に定める額</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第14条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（勤務の行われる時間が勤務の通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>6,600円</u>）を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>3 前2項の勤務は、第10条、第11条及び第12条の勤務には含まれ</p>

改 正 案	現 行
<p>ないものとする。 (期末手当)</p>	<p>ないものとする。 (期末手当)</p>
<p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは<u>「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」</u>とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは<u>「100分の70」とする。</u></p>
<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶</p>

改 正 案	現 行
<p>養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に _____ 100分の105 _____ を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に _____ 100分の50 _____ を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案

別表第1 (第3条、第3条の2、第4条、第15条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	

現 行

別表第1 (第3条、第3条の2、第4条、第15条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	

改 正 案

35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			

現 行

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			

改 正 案

75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						

現 行

75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200						
111		304, 600						
112		304, 900						
113		305, 100						
114		305, 300						

改 正 案

115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円 200, 300	円 227, 800	円 269, 500	円 290, 100	円 305, 700	円 331, 900	円 374, 800
								円 409, 200

現 行

115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700
								円 396,200

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>（期末手当）</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）6月 100分の100 （2）5月以上6月未満 100分の80 （3）3月以上5月未満 100分の60 （4）3月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）に</p>	<p>○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>（期末手当）</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第15条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）6月 100分の100 （2）5月以上6月未満 100分の80 （3）3月以上5月未満 100分の60 （4）3月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）に</p>

改 正 案	現 行
<p>おいて職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>おいて職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>
<p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
<p>（勤勉手当）</p>	<p>（勤勉手当）</p>
<p>第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>	<p>第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す</p>

改 正 案	現 行
<p>る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u> <u>を乗じて得た額の総額</u></p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> <u>を乗じて得た額の総額</u></p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第15条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読</p>	<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読</p>

改正案	現行
み替えるものとする。	み替えるものとする。

香芝市的一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																												
○香芝市的一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	○香芝市的一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>405,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>765,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000
号給	給料月額																												
1	405,000																												
2	455,000																												
3	508,000																												
4	574,000																												
5	655,000																												
6	765,000																												
号給	給料月額																												
1	392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
6	740,000																												
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u> 、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、 <u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と</u> する。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と_____、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と_____する。																												

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>○香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の63.75」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項</p>	<p>○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは、<u>「100分の62.5</u>と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項</p>

改正案	現行
<p>において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が31時間以上である者については100分の62.5、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の37.5」と、「100分の127.5」とあるのは「週勤務時間が31時間以上である者については100分の63.75、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の38.25」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに</p>	<p>において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が31時間以上である者については100分の62.5、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の37.5」と_____</p> <p>_____、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに</p>

改 正 案	現 行
<p>限る。) の定めと前会計年度における任期 (前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。) の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第 1 項の任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p>	<p>限る。) の定めと前会計年度における任期 (前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。) の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第 1 項の任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p>
<p>第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の105（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の62.5）」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の64.5）」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>	<p>第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の105（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については100分の62.5）」と_____</p> <p>_____、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の63.125</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤</p>	<p>○香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第25条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（その者について定められた1週間当たりの正規の勤</p>

改 正 案	現 行
<p>務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が31時間以上である者については<u>100分の63.125</u>、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の37.875</u>」と</p>	<p>務時間が20時間未満である者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が31時間以上である者については<u>100分の62.5</u>、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の37.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「週勤務時間が31時間以上である者については<u>100分の63.75</u>、週勤務時間が20時間以上31時間未満である者については<u>100分の38.25</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム</p>	<p>2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム</p>

改正案	現行
会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員みなす。	会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員みなす。
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の106.25</u> （当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については <u>100分の63.75</u> ）」と_____	第25条の2 給与条例第16条（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の105</u> （当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については <u>100分の62.5</u> ）」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の107.5</u> （当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間が20時間以上31時間未満である者については <u>100分の64.5</u> ）」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはその額、時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。	2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

